

木之本地域アクションプログラム地域ワーキング設置要綱

（設 置）

第 1 条 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、地域課題やその課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「木之本地域アクションプログラム地域ワーキング」（以下「地域ワーキング」という。）を設置する。

2 地域ワーキングにおいては「調整」「審査」「諮問」「調査」は行わない。

（構 成）

第 2 条 地域ワーキングは、有識者、道路利用者、地域住民、行政および公募委員等、別表に掲げる者で構成する。

2 委員の任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

（座 長）

第 3 条 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。

（会 議）

第 4 条 地域ワーキングは、支所長が必要と認めたときに召集する。

（会議の公開）

第 5 条 地域ワーキングは、原則として公開とする。

（事務局）

第 6 条 地域ワーキングの事務局は、支所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

（その他）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、支所長が別に定める。

付則 この要綱は、令和 4 年 7 月 2 0 日から施行し、滋賀県道路整備アクションプログラム 2023 策定をもって、その効力を失う。

別表

浅野 ひろ子	伊香交通安全協会女性部 部長
今井 克美	公益社団法人長浜観光協会 専務理事
奥野 武志	長浜消防署伊香分署 分署長
鹿城 律人	長浜市商工会 副会長
栢割 敏夫	公募委員
谷口 昇	木之本警察署 交通課長
轟 慎一	滋賀県立大学 准教授
永井 正彦	長浜市北部振興局 次長
平林 孝康	特別養護老人ホーム伊香の里 施設長

(五十音順)